

出来事（2012年8月）

1. 消費者庁・食品表示一元化

消費者庁の食品表示一元化検討会については、8月3日に第12回（最終回）が開催され、報告書がまとめられました。8月9日（福島長官の任期が満了した日）に、報告書が公表されました。3法を一元化した新法の施行後5年以内を目処に栄養成分表示が義務化されることになりました。消費者基本計画（閣議決定）で拡大の方針が示されました原料原産地表示については議論がまとまらず、経過報告に留めることになりました。遺伝子組換え食品の表示等についても今後の検討課題とされました。

新法は、来年3月までに策定され、来年の通常国会に提出されます。

はじめに

1. 新たな食品表示制度の基本的な考え方
2. 新たな食品表示制度における適用範囲の考え方
3. 新たな食品表示制度における栄養表示の考え方

加工食品の原料原産地表示。遺伝子組換え食品の表示などについては、一元化の機会に検討すべき項目とは別の事項として位置づけ

2. 食品表示問題緊急学集会（院内集会）

8月28日、衆議院第1議員会館で食品表示市民ネットワークが「食品表示問題の学習会」（いわゆる院内集会）を開催しました。全国農業共同組合中央会（全中）と全国農業共同組合連合会（全農）の共催でした。消費者・農業団体に限らず企業からの参加者もあり、定員の200名を超えたとのことでした。

参加者を見ますと、消費者庁長官（新任の阿南久さん）、消費者委員会の委員、民主党、自民党、公明党、新党大地・真民主、共産党、国民の生活が第一の国会議員、読売新聞、朝日新聞社、毎日新聞社、日本農業新聞、農業協同組合新聞、農業共済新聞、農民新聞社、しんぶん赤旗、食と農を守る共同の新聞「農民」、日本消費者新聞社、日本消費経済新聞社のマスコミ、農業・漁業生産者、食品の生産者、生協とさまざまでした。

消費者庁長官（阿南久さん）から「法案を作る段階で広く意見を聞く」との発言がありました。各党の議員からの積極的な発言が象徴的でした。

3. コチニール色素のアレルギー問題でアンケート

5月11日、消費者庁消費者安全課の「コチニール色素に関する注意喚起」がなされました。7月に、コチニール色素にたいする一般消費者の意識を、WEBを用いたアンケート調査で実施しました。注意喚起：http://www.procomu.jp/jsoea2012/pdf/jsoea_program.pdf

一般消費者の意識調査を受けて、NPO食品安全グローバルネットワークは、食品企業（約800社）に、葉書によるアンケート調査を実施し、中間集計を行いました。10月19日の第10回セミ

ナーで公表する予定です。

4. 食品添加物の新規指定

現在、香料5品（トリメチルアミン、2-エチル-6-メチルピラジン、*trans*-2-メチル-2-ブテナール、（3-アミノ-3-カルボキシプロピル）ジメチルスルホニウム塩化物、*trans*-2-ペンテナール）とサッカリンカルシウム、リン酸一水素マグネシウム、アズキシストロビン（ポストハーベスト）、ピリメタニル（ポストハーベスト）、イソプロパノール、亜塩素酸水の合計11品目が指定待ちとなっています。

8月21日の食品安全委員会第109回添加物専門調査会で、「規制・制度改革に係る方針（平成24年7月10日閣議決定）」が、食品安全委員会事務局から報告されました。

規制・制度改革に係る方針（平成24年7月10日閣議決定）（抜粋） 食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化（内閣府・厚生労働省）

- 国際汎用添加物のうち、いまだ指定がなされていない15品目について、「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日閣議決定）に基づき実施した「食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化」のための措置を踏まえ、全ての品目について既に審議が開始されているところであり、このうち食品健康影響評価が終了している3品目については、平成24年度中を目途に指定する。
その他の12品目については、国際汎用添加物の早期指定に向けてリソースを充実させた上で、既に指定された国際汎用添加物の指定に要した期間を踏まえ、追加資料の収集に要する期間を除き、指定までおおむね1年程度を標準とする今後のロードマップを策定・公表し、処理する。
＜平成24年度上期措置（3品目指定は平成24年度措置）＞
- 「食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化」のために「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日閣議決定）に基づいて講じた措置の効果について検証を行い、その結果を公表する。
＜平成24年度措置＞

5. 遺伝子組換え食品添加物（先月からの変更はありません。）

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（16品目、2012年7月19日現在） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（47品目、2012年7月23日現在） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list3.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（5品目、2012年7月23日現在） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list2.pdf>

6. 食品の放射能問題

1) 原子力災害特別措置法に基づく出荷制限 (2012年8月30日 現在)

従来の福島県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、群馬県、宮城県、岩手県での出荷制限に、青森県 (マダラ) も加えられました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001a3pj-att/2r9852000001a3rg.pdf>

2) 検査結果

かなりの頻度での基準値超過が厚生労働省のホームページで報告されています。

7. GM表示をめぐるカリフォルニアでの戦い

8月20日の「NATURE NEWS」の「Companies set to fight food-label plan」によれば、11月の市民投票に当たって GM 作物に反対する Proposition 37 のサポーターは、250 万ドル以下を集め、GM 表示に反対する事業者側は、2,500 マンドルを集め、1,300 万ドルを表示反対のキャンペーンに投入するとのことでした。

カリフォルニアの投票で、GM 表示が通過すれば、アメリカでのターニングポイントとなるとの見方があります。

<http://www.nature.com/news/companies-set-to-fight-food-label-plan-1.11240>

また、インドでも食糧計画を揺さぶるネガティブ・レポートが、報告されたとの記事が、8月17日の「サイエンス」に掲載されました。

“Negative Report Negative Report on GM Crops Shakes Government's Food Agenda”

Science 17 August 2912: Vol. 337 pp.789

<http://www.sciencemag.org/content/337/6096/789.short>

8. アスパルテームの再評価の延期

EFSA (European Food Safety Authority) は、甘味料アスオアルテーム (E 951) の再評価の期限を 2013 年 5 月まで延期すると発表しました。

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/120807a.htm>

9. ビタミンやサプリメントの危険性

“Consumer Report”の 9 月号に、“10 surprising dangers of vitamins and supplements Don't assume they're safe because they're 'all natural'”との記事が掲載され、FDA に報告された 2007 年から 2012 年 4 月中旬までの 6,300 件以上の報告の中に、115 の死亡と 2,100 を超える入院が含まれとし、「医薬品にも副作用があるが命を救う、サプリメントにはそのような効果は殆どない」との Pieter Cohen 医学博士の言葉を引用しています。

<http://www.consumerreports.org/cro/magazine/2012/09/10-surprising-dangers-of-vitamins-and-supplements/index.htm>

10. イギリス産ブルーベリージャムの放射性物質

株式会社 T's トレーディングがイギリスから輸入したポーランド原産のブルーベリーを使った「ブルーベリージャム」から放射性物質（Cs：190Bq/kg）が検出され、廃棄、積戻し等が指示さ

同様の例として、株式会社センチュリートレーディングカンパニーが輸入したポーランド原産のブルーベリーを使ったフランス産の「ブルーベリージャム」から放射性物質（Cs：150Bq/kg）が検出された件、株式会社明治屋がオーストリアから輸入した「ブルーベリージャム」から、放射性物質（Cs：140, 180, 220Bq/kg）が検出された件があります。いずれも、ポーランド原産のブルーベリーが使用されています。

11. 輸入食品のエンロフロキサシン（合成抗菌剤）

有限会社理賢がベトナムから輸入した「生鮮セラピア」は、エンロフロキサシン 0.02ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。また、株式会社メリータイムフーズがベトナムから輸入した「無加熱摂取冷凍食品：えび類」から、0.04ppm のエンロフロキサシンが、株式会社鏡水産がベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前加熱）：冷凍えび餃子」から、0.14ppm のエンロフロキサシンが検出され、いずれも成分規格不適合により、廃棄、積戻し等が指示されました。

12. 輸入食品中の指定外添加物（TBHQ）の検出例

- ・株式会社シーセブンがブラジルから輸入した「その他の植物性油脂」：15µg/g
- ・株式会社イマイがブラジルから輸入した「固形スープ類：農産物を主原料とするもの」
：1µg/g

13. 流通した輸入食品の食品衛生法違反の事例

- ・マレーシアから輸入された「クラッカー加工品（カプラスチーズ）：TBHQ 2 µg/g 検出による指定外添加物使用
- ・中国から輸入された「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前加熱）：未成熟さやえんどう」：クロルピリホス 0.02ppm 検出による成分規格不適合
- ・中国から輸入された「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前加熱）：ブロッコリー」：アセトクロール 0.07ppm 検出による成分規格不適合

（作成：2012年9月1日）